

(別紙2)

保護者・地域のみなさまへ

岐阜県教育委員会では、

教職員の働き方改革

を推進しています。



教職員の長時間勤務が常態化しています。

岐阜県教育委員会では、教職員が心身ともに充実して児童生徒と向き合うことが、学校教育の充実につながるとの考えに基づき、学校現場と一体となって、適切な労務管理と勤務の適正化のための抜本的な改革を進め、持続可能な学校運営を目指します。

岐阜県立学校の教職員の勤務の状況

- 1 か月の時間外勤務時間は 平均 59 時間 57 分
- 超過勤務が、いわゆる「過労死ライン」の目安となる月 80 時間を超える教職員は 25% ※平成 30 年度の最繁忙月（5月）の数値

<参考>平成 30 年 9 月から 10 月の間の 1 週間における勤務状況

休日出勤をした教職員

高等学校	56.7%
平均 9 時間 31 分	
特別支援学校	8.9%
平均 3 時間 58 分	
県立学校平均	43.7%
平均 9 時間 12 分	

※ 平均時間は土日2日間の合計

業務を持ち帰っている教職員

高等学校	20.9%
週に平均 6 時間 42 分	
特別支援学校	13.0%
週に平均 4 時間 40 分	
県立学校平均	18.8%
週に平均 6 時間 19 分	
主な持ち帰り業務は	
授業準備 等	

1 週間の主な業務の平均従事時間

* 1 週間の正規の勤務時間数は 38 時間 45 分

(平日)

授業	16 時間 53 分
授業準備	8 時間 25 分
成績処理	2 時間 37 分
補習指導等	2 時間 25 分
部活動	3 時間 24 分
学校経営	3 時間 28 分

その他

生徒指導、学校行事、
学年学級経営、会議 等

(休日)

部活動 8 時間 45 分(※)

その他

授業準備、成績処理 等

※土日2日間に部活動に従事した教職員の従事時間

平成 30 年実施 教職員の勤務実態調査 (抽出調査・岐阜県)

調査期間：平成 30 年 9 月 19 日から 10 月 19 日まで

(当該期間中の各教員にとって「もっとも平均的」な任意の 1 週間について回答)

回答者数：県立学校 (抽出) に勤務する教員	高等学校	15 校 785 人
	特別支援学校	3 校 292 人

教職員の働き方改革プランの取組み

(1) 正確な勤務時間の把握と労務管理等への活用

- ・休日も含め勤務時間を正確に把握し、業務分担の見直しを行うなど時間外勤務の縮減を図ります。

(2) 早期退勤日の設定等

- ・8の日、ノー残業デーは決められた時刻までに退勤します。その他の日についても、早期退勤を促すため学校ごとに退勤時刻を設定します。
- ・登下校時刻、部活動等については、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行います。時間外における電話対応は原則行わないこととし、各学校に留守番機能付き電話を設置します。

(3) 業務内容の不断の見直し

- ・学校行事を精選するとともに、会議資料等を簡素化するなどの工夫をします。
- ・職員研修、会議等の負担を軽減します。
- ・見守り活動や課外活動等の実施にあたっては、地域やボランティアとの協力により役割分担を図ります。

(4) 部活動の休養日の設定等

- ・高等学校では、原則、学期中は週当たり平日1日、休日1日以上以上の休養日を設定します。休日の大会への参加等、やむを得ない場合には代替休養日を設定します。
- ・中学校にも、同様の取組を促します。また、複数顧問指導体制を実施するため、計画的に部活動の数を減らす検討を促します。

(5) 外部人材配置の推進

- ・部活動指導や教育相談などに、専門的知識を持った外部人材の配置を推進します。
- ・教員の業務負担の軽減を図るため、各県立学校に教員業務アシスタントを配置します。

時間外勤務が月 80 時間を超える教職員 ゼロ
をめざします

みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
平成31年3月 岐阜県教育委員会



教職員の働き方改革に関するQ&A

教員の長時間勤務について

Q 普段は忙しくても、その代わり夏休みなどにたっぷり休めるのではないですか。

A 教職員は、児童生徒の夏休み中も普段どおり勤務して部活動指導、補習、研修、教材研究などを行っています。7～8月のあいだの年次休暇の取得日数は平均5.8日(※)です。

※ 平成30年の岐阜県内小・中・高・特支の平均

Q 子どものためなら、時間を限らずに尽くすのが教育に携わる者のあるべき姿ではないのですか。早く帰ることで、子どもたちへの指導がおろそかになりませんか。

A 児童生徒のためなら、授業準備や部活動指導による長時間勤務を負担に感じない、熱意のある教職員も多いのは事実です。一方で、長時間勤務が常態化すると、疲労の蓄積等により、教育の質の低下を招きかねません。岐阜県教育委員会では、教職員が心身ともに充実した状態で児童生徒と向き合うことが、学校教育の充実につながると考えています。

Q 民間ではそれくらいの働き方は当たり前だと思うのですが。

A 学校に限らず、日本中のあらゆる業種で「働き方改革」に取り組んでいるさなかであり、長時間勤務を当然とするかのような風潮が蔓延・常態化している現状を変えていく必要があると考えます。

また、育児や介護等の家庭の事情を抱えながら働く教職員も多くいますが、こうした長時間勤務を前提とした働き方のままでは、優秀な教職員の離職にもつながりかねないと心配されます。

時間外の学校への連絡について

Q ノー残業デーなど教職員が学校に不在となる時間帯の、緊急連絡はどうしたらいいですか。

A 早期退勤日に限らず、教職員が不在となる夜間や休日については電話対応ができません。緊急時の連絡は、各学校の指定する方法によってください。

また、事案の内容により、110番(警察)119番(救急・火災)189番(児童虐待)のほか、以下の24時間対応窓口をご利用ください。

- ・ 子供 SOS 24 0120-0-78310
- ・ 岐阜県青少年 SOS センター 0120-247-505
- ・ ヤングテレホンコーナー(警察本部) 0120-783-800
- ・ 各市町村の相談窓口



部活動休養日の設定について

Q 部活動の練習時間が減ると、技術や体力が落ちてしまいませんか。

A 部活動において、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは必要なことですが、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることは避けなければなりません。成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、バランスのとれた心身の成長、学校生活の充実のためにも、適切な休養日の設定が必要です。

このリーフレットに関するお問い合わせ先
岐阜県教育委員会事務局 教育管理課

電話：058-272-1111(内線 3982)
メール：c17784@pref.gifu.lg.jp